

## 警戒船管理運用要領

### 1 目的

この要領は、〇〇〇（会社名を記入）が実施する〇〇〇（工事名を記入）の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

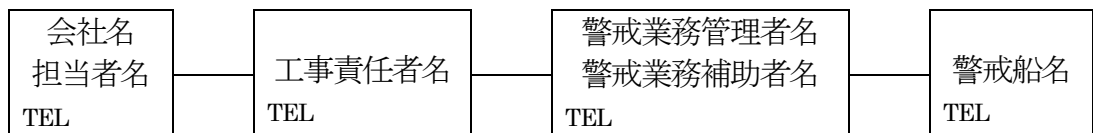
### 2 警戒船の配備

- (1) 本工事の実施期間中は、〇〇隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。  
（警戒船が多数の場合には「警戒船一覧表」を作成し添付すること）
  - ・ 船名
  - ・ 総トン数
  - ・ 乗組員数
- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
  - ・ 配備期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで  
（許可申請期間に合わせる）
  - ・ 配備時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで  
（施工中のみの配備の場合は、許可申請時間に合わせる）

### 3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

- (1) 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者
  - イ 警戒業務を適切に処理するため、次のとおり警戒業務管理者1名及び警戒業務管理補助者〇〇名を置く。
 

<p>警戒業務管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日</li> <li>・ 経歴</li> </ul> <p>（船長、専従警戒員、運航管理担当者、警戒業務管理者としての経歴を記入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講年月日等</li> </ul> <p>（管理講習受講年月日、受講証明書の番号及び受講実施者名を記入）</p>	<p>警戒業務管理補助者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日</li> <li>・ 経歴</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講年月日等</li> </ul>
--	--
  - ロ 指揮系統は次のとおりとする。



（夜間の配備がある場合は各連絡先に夜間の電話番号も記入のこと）

- (2) 警戒船の船長
 

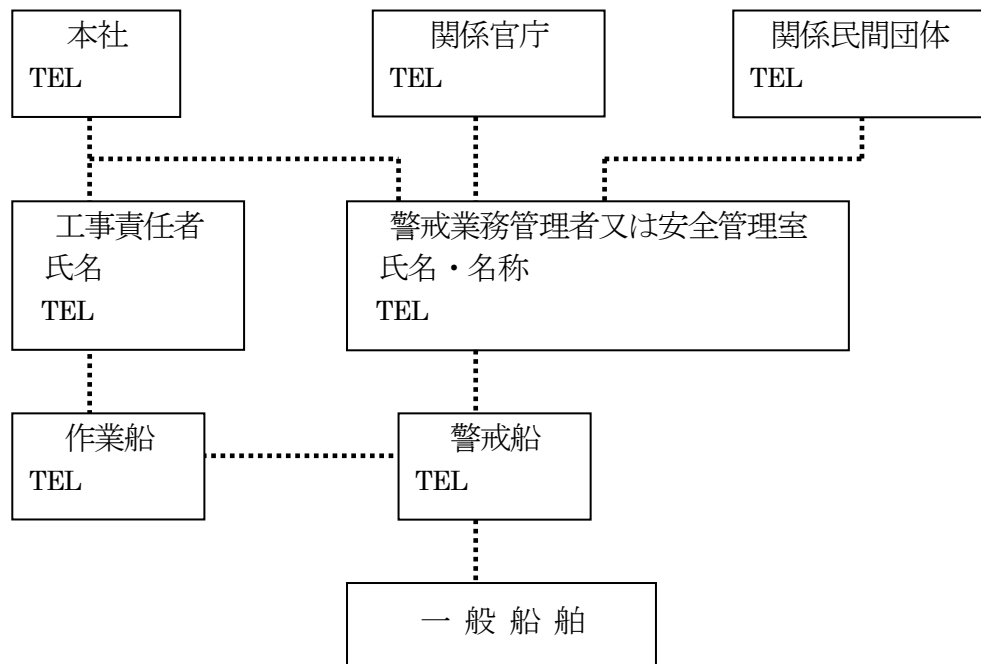
警戒船の船長には、次の者をあてる。  
（船長が多数の場合には「警戒船の船長一覧表」を作成し添付すること）

  - ・ 船名
  - ・ 氏名

- ・ 経 歴 （警戒船への乗船経歴を記入）
  - ・ 受有海技免状の種類
- (3) 警戒業務に専従する要員（以下「専従警戒要員」という）  
警戒船には、次のとおり専従警戒要員を〇名乗船させ、警戒業務管理者の指揮のもとに船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。
- ・ 氏 名
  - ・ 生年月日
  - ・ 経 歴 （警戒船における警戒業務の経験年数を記入）
  - ・ 受講年月日等  
（業務講習受講年月日、受講証明書の番号及び発給者を記入）

(4) 通信連絡体制

イ 警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



( \* 夜間の配備がある場合は各連絡先に夜間の電話番号も記入のこと)

- ロ 警戒船は、常時無線を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努めなければならない。
- ハ 通信連絡を行う場合の関係先電話番号及び警戒船の呼出名称は、通信連絡体制表のとおりとする。（「通信連絡体制表」を作成し添付すること）

4 警戒区域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、警戒区域、警戒船配備位置図に示すとおりとする。（「警戒区域、警戒船配備位置図」を作成し添付すること）

5 警戒船の性能

(警戒船が多数の場合には「警戒船一覧表」に次の事項も含め作成し添付すること)

(1) 警戒船の性能は次のとおりとする。

- イ 総トン数
- ロ 最高速度

- ハ 長さ
  - ニ 幅
  - ホ 船橋における眼高
- (2) 警戒船には次のとおり装備する。
- イ 連絡設備
  - ロ 監視機材
  - ハ 注意喚起機材
  - ニ 表示機材
  - ホ その他

## 6 管理運用体制

- (1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行わなければならない。
- イ 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
  - ロ 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
  - ハ 警戒業務の実施に関し警戒船及び清水海上保安部との連絡に関すること。
  - ニ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること。
  - ホ 警戒船乗組員の教育、訓練に関すること。
  - ヘ その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。
- (2) 警戒業務管理補助者の職務  
警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐すること。
- (3) 警戒業務の管理
- イ 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示しなければならない。
  - ロ 事前の運用計画においては、次の事項を明確にしなければならない。
    - (イ) 警戒船の行動に関すること。
    - (ロ) 燃料及び清水等の補給に関すること。
    - (ハ) 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
    - (ニ) 特殊作業に関すること。
    - (ホ) 乗組員の研修、訓練に関すること。
    - (ヘ) その他必要な事項
  - ハ 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者として職務を行うことができない場合における当該職務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておかななければならない。
  - ニ 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務実施状況を把握できる事務所に勤務するか又は代行者を勤務させなければならない。
  - ホ 警戒業務管理者は、当社が別途設置している工事責任者又は工事関係者との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事作業関連施設の異常に関する措置等を工事関係者へ提供しなければならない。

## 7 警戒業務実施要領

- (1) 警戒船の業務

警戒船は、工事作業の実施海域付近において、主として次の業務を行わなければならない。

- イ 工事作業や航行制限の内容に関する情報を通行船舶へ提供すること。
- ロ 工事作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- ハ 工事作業の実施海域内の関連施設に異常接近するおそれのある船舶等に対して注意喚起すること。
- ニ 工事作業の実施海域内の関連施設及び工事作業に従事する船舶に異常接近するおそれのある船舶等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。
- ホ 工事作業の区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うとともに関係者にその状況を通報すること。
- ヘ 工事作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。

(2) 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を実施しなければならない。

- イ 警戒業務が的確に実施できるよう船体、機関、機器等の保全に努めるとともに、警戒業務に必要な知識のかん養及び各種訓練の実施に努めること。
- ロ 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備えつけておくこと。
- ハ 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引継ぎ事項、実施概要等記録すること。

(3) 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船は、警戒業務管理者を通じ次の情報を入手しなければならない。

- イ 工事作業の状況
- ロ 作業船等の運航計画
- ハ 気象通報
- ニ その他必要事項

(4) 警戒業務実施中における遵守事項

- イ 警戒船は、工事作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意しなければならない。
- ロ 警戒船は、港則法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保しなければならない。
- ハ 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を、常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して工事区域へ異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握しなければならない。
- ニ 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れてはならない。
- ホ 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近してはならない。
- ヘ 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合は、その旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力しなければならない。

(5) 一般警戒の要点

- イ 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び航行援助施設並びに気象、海象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者

に報告しなければならない。

- (イ) 警戒区域内の状況
- (ロ) 標識その他の関連施設の異常の有無
- (ハ) 天候及び海上模様
- (ニ) その他必要な事項

ロ 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれのある場合等航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに、作業船の交通の整理を行わなければならない。

ハ 警戒船は、一般航行船舶等が工事作業海域に異常接近するおそれがあると認められた場合は次の措置を講じ事故防止に万全を期さなければならない。

- (イ) 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事作業海域に異常接近するおそれのある時は、直ちに当該船舶に近づき汽笛、拡声器、探照灯、赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。
- (ロ) 接近防止のため、必要に応じ接近を阻止する位置に占位して注意喚起を行うこと。
- (ハ) 夜間にあつては、探照灯により工事作業海域を表示する灯浮標、海上作業施設等を照射して、前方又は付近海域に危険の存在することを早期に相手船に知らせること。

なお、探照灯を使用するにあつては、相手船を幻惑させないように留意すること。

- (ニ) 自船のみで侵入を阻止することが困難と認められた場合は、早めに他の警戒船等の協力を求めること。
- (ホ) 侵入船舶があつた場合は、当該船舶に対し早期に工事作業海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書及び航跡図を作成し、警戒業務管理者に提出すること。

- a 船種、船名（漁船にあつては漁船登録番号）
- b トン数
- c 国籍
- d 仕出港及び仕向港
- e 船舶電話番号
- f 代理店の住所、名称、電話番号
- g 侵入の概要及び警戒船のとった措置
- h 損害の有無及び状況
- i その他参考事項

ニ 警戒船は、工事区域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常が発見されたときは、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告しなければならない。

ホ 警戒船は、工事区域及び警戒区域内で事故が発生した場合、直ちに現場に急行し、部署配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者に提出すること。

- (イ) 事故等の種別
- (ロ) 発生日時
- (ハ) 発生場所

- (二) 事故の概要
- (ホ) 措置の概要
- (へ) その他参考事項

(6) 移動しながら行われる工事作業の警戒の要点

- イ 警戒船は、原則として工事作業に従事する船舶（以下「被警戒船」という）等から指示又は要請された位置に占位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たらなければならない。
- ロ 被警戒船等と他船とが危険な見合関係になるおそれがある場合は、直ちに相手船に近づきサイレン、拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡しなければならない。
- ハ 警戒船と被警戒船の間に、他船を割込ませないよう措置しなければならない。

(7) 警戒船の運航中止条件

警戒業務管理者は、気象、海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行わなければならない。

なお、運航中止の基準及び工事中止条件は、次のとおり。

		(運航中止の基準)	(工事中止条件)
(イ) 風速	船名	平均〇〇m/sec 以上	平均〇〇m/sec 以上
(ロ) 波高	船名	〇〇m以上	〇〇m以上
(ハ) 視程	船名	〇〇m以下	〇〇m以下

(8) 異常気象時の措置

- イ 警戒船が気象、海象等の事由により退避する場所は、原則として現場付近海域とし、天候の回復次第、所定の場所へ復帰しなければならない。
- ロ 警戒業務管理者が気象、海象等の状況を勘案して待機を命ずる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図に示す場所とする。  
(図面を添付すること)
- ハ 警戒船は、荒天のため待機し、又は、天候回復により復帰したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- ニ 警戒船は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう錨地を選定しなければならない。
- ホ 警戒船は、視界不良等のため現場付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めなければならない。

(9) 警戒船の交替等

- イ 警戒船は、交替勤務のため基地を出港するときは、その旨を警戒業務管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。
- ロ 警戒船は、燃料、清水等の補給若しくは機関故障等のため業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- ハ 警戒船は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒区域を離れてはならない。
- ニ 引継ぎ事項は次のとおりとし、これを確認のうえ、警戒船記録簿引継事項欄に記載しなければならない。
  - (イ) 業務の実施状況及び今後の予定
  - (ロ) 航行船舶の動静
  - (ハ) 船体、機関、機器、警戒業務実施上必要な設備、通信設備等の現状

(ニ) 燃料、清水等船用品類の保有状況

(ホ) その他警戒業務実施上必要な事項

ホ 船長は、交代して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者に報告しなければならない。

へ 警戒船が勤務を交代して基地に帰投したときは、専従警戒員は警戒業務実施中の状況を警戒船日報に記載し、警戒業務管理者に提出しなければならない。

## 8 警戒船乗組員の教育、訓練

(1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対し海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に1回実施し、その後毎月1回以上実施しなければならない。

(2) 警戒業務管理者は、本工事に類似した他の工事作業の工事区域内で発生した乗揚げ海難その他の事故例を調査研究し、警戒船乗組員に対し周知徹底を図らなければならない。